**長期理由について**

長期理由とは、『療養費の支給基準』上

『打撲（挫傷）・捻挫の施術が初検の日から３ヶ月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした～』

と規定されています。よって例えば、初検日が５／１０で、８月の来院状況が

８月：１・５・７・９

だった場合、８／９までは３ヶ月以内となりますので、長期理由は必要ありません。

しかし、同様に

８月：１・５・７・９・１０

だった場合には、８／１０が３ヶ月と１日目になりますので、長期理由が必要となります。

この例からもわかる通り、長期理由が必要となるのは、『３ヶ月を超えた最初の日』となりますので、例えば、

８月：１・５・７・９・１１・１５・２０・２１・２２・２５・２６・２８・３１

だった場合で８／３１で治癒となっていたとしても、長期理由が

『歩行時の疼痛が焼失したため治癒』

は、これを判定したのが８／３１となるため、長期理由としてはおかしいことになります。

上記の場合、『３ヶ月を超えた最初の日』は８／１１ですので、長期理由はその日の『症状及び施術の継続が必要な理由』となります。従って内容は、

『歩行時の疼痛が残存し、この症状改善のため継続加療する』

となります（『歩行時の疼痛』が症状、『この症状改善のため』が施術の継続が必要な理由となります）。

また、上記例において８／３１で治癒ではなく継続だったとすると、長期理由該当日（８／１１）からその月の最終来院日（８／３１）まで、９回の施術を行って治癒していないことになりますので、

『歩行時の疼痛と背屈時の可動域制限が強く残存し、この症状改善のため継続加療を必要とする』

ぐらいは記載されていないと、当月９回施術をしてかつ翌月まで継続が必要な状態とは言えなくなります。

以上から長期理由において、

『老齢のため自然治癒力弱く経過が緩慢なため継続加療する』

のような症状がないもの、

『○○の症状消失したため治癒とする』

のような『治癒理由』はもとからダメで、それに加えて

『長期理由該当日からその月の最終施術日までの期間、実日数、転帰』

を考慮したものであることが必要です。

また、上記までの規定とは別に長期理由において、

『三角筋』・『内側々副靭帯』・『第４・第５腰椎間』

等の構造物・組織名・局所を限定する文言等を使用するのは控えたほうが無難です。これらの文言を使用した場合、『なぜそこに症状が残存した断定できたのか』を施術録に記載する必要が生じます。同様に、

『自転車に乗った際』、『掃除をした際』

のような、動きを限定するのも控えたほうが無難です。当人がそもそも『しない動き』である可能性があります。

更に、

『首から肩にかけて』・『腫脹』・『炎症』・『放散痛』

等の、神経症状を疑われたり、３ヶ月を超えてなお残存していると慢性の疑いが強くなるもの又は他の傷病のほうが一般的に出やすい症状も控えてください。

以上から、長期理由は

歩行時痛、姿勢保持痛、初動動作時痛、屈曲・伸展時痛

等のその部位における通常の運動による疼痛と

屈曲時の可動域制限、背屈制限

等の可動域制限を基本としたほうが無難です。